

久米南町 下水道事業 業務継続計画

制定 平成29年2月1日
最新改定 令和4年4月20日

| 版数 | 策定・改定年月日 | 制定・改定の内容 | 承認者 | 担当部署 |
|----|------------------|-------------------------------------|--------|-------------------|
| 初版 | 平成 29 年 2 月 1 日 | 新規策定 ※個人名等については省略 | 上下水道課長 | 上下水道課 (業務継続担当) |
| 1 | 平成 29 年 7 月 4 日 | データ改定 ※個人名等については省略 | 建設水道課長 | 建設水道課 (業務継続担当) |
| 2 | 平成 31 年 1 月 24 日 | マニュアル改訂に伴う改定及びデータ改定 ※個人名等については省略 | 建設水道課長 | 建設水道課 (業務継続担当) |
| 3 | 令和元年 6 月 20 日 | データ改定 ※個人名等については省略 | 建設水道課長 | 建設水道課 (業務継続担当) |
| 4 | 令和 2 年 6 月 5 日 | マニュアル改訂に伴う改定及びデータ改定 ※個人名等については省略 | 建設水道課長 | 建設水道課 (業務継続担当) |
| 5 | 令和 3 年 6 月 3 日 | データ改定 ※個人名等については省略 | 建設水道課長 | 建設水道課 (業務継続担当) |
| 6 | 令和 4 年 4 月 20 日 | データ改定 ※個人名等については省略 | 建設水道課長 | 建設水道課 (業務継続担当) |
| | 令和 年 月 日 | | | |
| | 令和 年 月 日 | | | |

目 次

| | | | | | |
|-------|---------------------------------|-------|--------|-------------------------------------|-------|
| 1 | 下水道BCPの趣旨と基本方針..... | 1 | 4 | 事前対策計画..... | 20 |
| 1.1 | 下水道BCPの策定趣旨..... | 1 | 4.1 | データのバックアップ及び資機材の確保..... | 20～21 |
| 1.2 | 基本方針..... | 1 | 4.2 | 関連行政部局との連絡・協力体制の構築(人・モノの配分の調整)..... | 22 |
| 1.3 | 下水道BCPの対象とする業務の範囲..... | 1 | 4.3 | 他の地方公共団体との支援ルールの確認..... | 22 |
| 1.4 | 下水道BCPの策定体制と運用体制..... | 2 | 4.4 | 受援体制の整備と充実..... | 23 |
| 2 | 非常時対応の基礎的事項の整理..... | 3 | 4.5 | 民間企業等との協定締結・見直し..... | 24 |
| 2.1 | 下水道BCPの策定趣旨..... | 3 | 4.6 | 住民等への情報提供及び協力要請..... | 24 |
| 2.2 | 対応拠点と非常参集..... | 4 | 4.7 | その他の対策..... | 25 |
| 2.3 | 対応体制・指揮命令系統図..... | 5 | 5 | 訓練・維持改善計画..... | 26 |
| 2.4 | 代替対応拠点..... | 6 | 5.1 | 訓練計画..... | 26 |
| 2.4.1 | 代替対応拠点の概要と参集者..... | 6 | 5.2 | 維持改善計画..... | 27 |
| 2.4.2 | 代替対応拠点の使用の合意文書..... | 6 | 5.2.1 | 下水道BCPの定期的な点検項目..... | 27 |
| 2.5 | 避難誘導・安否確認..... | 7 | 5.2.2 | 下水道BCP責任者による総括的な点検項目..... | 28 |
| 2.5.1 | 避難誘導方法..... | 7 | 5.2.3 | 職員及び重要関係先への定期的周知..... | 28 |
| 2.5.2 | 安否確認方法..... | 7 | 6 | 計画策定の根拠とした調査・分析・検討..... | 29 |
| 2.5.3 | 職員リスト..... | 8 | 6.1 | 地震規模等の設定と被害想定..... | 29 |
| 2.6 | 被害状況の把握(チェックリスト)..... | 9 | 6.1.1 | 地震規模の設定..... | 29 |
| 2.7 | 災害発生直後の連絡先リスト..... | 10 | 6.1.2 | 津波規模の設定..... | 29 |
| 2.7.1 | 国、県、関連行政部局等..... | 10 | 6.1.3 | 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況..... | 30～31 |
| 2.7.2 | 民間企業等..... | 11 | 6.1.4 | 重要情報の保管及びバックアップの現状..... | 32 |
| 2.8 | 保有資源、調達先、代替調達先..... | 12 | 6.1.5 | 被害想定目..... | 33 |
| 2.9 | 備蓄、救出用機材..... | 13 | 6.2 | 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定..... | 34 |
| 2.9.1 | 食料等の備蓄..... | 13 | 6.2.1 | 優先実施業務の候補の影響度整理表..... | 34～35 |
| 2.9.2 | 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況..... | 13 | 6.2.2 | 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表..... | 36～37 |
| 3 | 非常時対応計画..... | 14 | 6.3 | 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表..... | 38 |
| 3.1 | 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】..... | 14～16 | 巻末資料 1 | 処理場における非常時対応計画..... | 39～42 |
| 3.2 | 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】..... | 17～19 | | | |

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP）」というは、下水道施設が町民の生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

町民の生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

久米南町建設水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制は2.3 参照)

(1) 建設水道課

| 区 分 | 部署・氏名 | 役 割 |
|----------|----------|---|
| 最高責任者 | 建設水道課 課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・町長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括 |
| 実務責任者 | 同課 課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認 |
| 下水道事業担当者 | 同課 主幹 | <ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県との調整 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口） （関連項目：4.3, 4.4） |
| | 同課 主幹 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP策定事務局（主担当） ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認 ・連絡先リスト等の定期点検 ・訓練の企画及び実施（関連項目：5.1） |
| | 同課 主事 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部との連絡及び調整 ・通常事務等 |

(2) 関連行政部局及び民間企業等

| 区 分 | 部署・氏名 | 役 割 |
|-----------|--------------------|--|
| 庁舎管理実務責任者 | 総務企画課 課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の耐震化状況を提出等 |
| 厚生奉仕実務責任者 | 税務住民課 課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生奉仕班への連絡先リストを提出等 |
| 救護実務責任者 | 保健福祉課 課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・救護班への連絡先リストの提出等 |
| 処理場運転管理総括 | (有)旭川環境：代表取締役 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等 |
| 下水道施設保守総括 | (株)アサンテク米南営業所：営業所長 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等 |

2 非常時対応の基礎的事項の整理

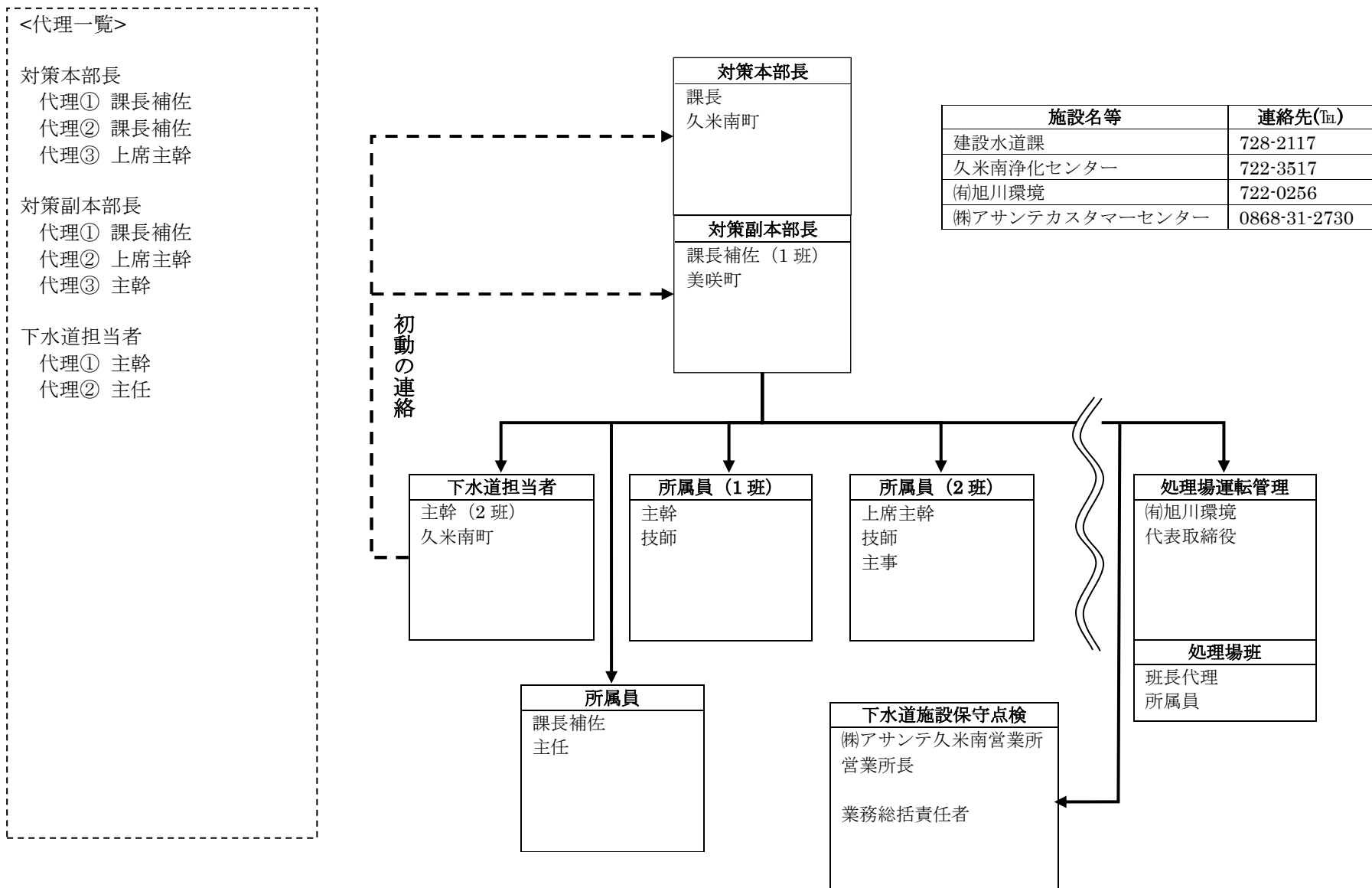
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

| 事 項 | 説 明 | | |
|------------------------------|---|---|--|
| 対象災害と発動基準 | 1. 震度 5 強以上の地震が久米南町内で観測された場合、もしくは町域に非常災害が発生又は発生する恐れがある場合で、水防法に基づく水防活動、災害救助法に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要がある場合には、自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。 | | |
| 対応体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道対策本部を設置。本部長は建設水道課長、副本部長は同課長補佐とする。 ・ 緊急参集メンバーは、全部で 10 名とする。（非常体制） （発動基準未滿で震度 5 弱以下の地震の場合は、必要に応じて緊急参集メンバーを 3 名のみとし、災害対策本部長、副本部長、関係職域への状況を報告する。） | | |
| 対応拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設水道課内に下水道対策本部を置く ・ 同課が使用できない場合、久米南浄化センター 事務・監視室内に代替対応拠点を置く | | |
| 主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要 | 優先実施業務 | 業務の概要 | 対応の目標時間 |
| | 1. 下水道対策本部の立上げ | 災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部を立上げる。 | 勤務時間内の本部立上げは発災直後とする。 夜間休日の本部立上げは 3 時間までとする。 |
| | 2. 職員等の安否確認 | 職員等の参集状況、安否確認を行う。 | 本部立上げ直後とする。 |
| | 3. 処理場との連絡調整 | 処理場の参集人員や被害状況の把握。 | 勤務時間内の場合は 3 時間後までに完了。 夜間休日の場合は 5 時間後までに完了。 |
| | 4. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整 | 協力体制の確保等。 | 3 日後までに完了。 |
| | 5. 緊急点検 | 人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。 | 5 日後までに完了。 |
| | 6. 情報発信（第 1 報） | 把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第 1 報を町災害対策本部へ報告。 | 勤務時間内の場合は 3 時間後までに完了。 夜間休日の場合は 5 時間後までに完了。 |
| 7. 支援要請 | 都道府県や協定自治体等へ支援要請を行う。 | | |

2.2 対応拠点と非常参集

| 事 項 | 説 明 |
|--------------------------------|--|
| 1. 拠点名 | 本庁：下水道対策本部 |
| 2. 下水道対策本部の要員 | 対策本部長：建設水道課長（災害対策本部 建設水道班長） 対策副本部長：建設水道課長補佐（災害対策本部建設水道副班長） 下水道担当者：建設水道課主幹 警戒体制／特別警戒体制 建設水道班 1 班：課長補佐 1 名、主幹 1 名、技師 1 名 警戒体制／特別警戒体制 建設水道班 2 班：上席主幹 1 名、主幹 1 名、技師 1 名、主事 1 名 他の要員は、2.3 参照 |
| 3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段) | 久米南町建設水道課内 所在地：岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1 電話 086-728-2117 F A X 086-728-4414 電子メール kensetsusuido@town.kumenan.lg.jp 衛星電話 033-101-6428-200 衛星 F A X (防災) 033-101-6428-039 携帯電話 ①090-7130-4174 ②090-7130-4175 携帯電話充電機 (注：使用できない場合には、代替対応拠点に移る。) |
| 4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備 | 電話：2 回線、F A X：2 台 パソコン：10 台、複合プリンター：1 台 ホワイトボード：1 台 上記設備を稼動できる非常用電源：非常用ディーゼル式発電機 |
| 5. 参集要領 | 1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に1時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。 |
| 6. 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務環境、災害対策本部各班との調整 ・情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 ・調査計画及び調査の実施 ・資機材の調達、運搬 ・設計及び積算、措置・応急復旧作業 |

2.3 対応体制・指揮命令系統図



2.4 代替対応拠点

2.4.1 代替対応拠点の概要と参集者

| | | |
|---------|--------------------------|--|
| 代替対応拠点名 | | 久米南浄化センター |
| 平時 | 所在地 | 岡山県久米郡久米南町神目中 158-2 |
| | 電話番号、FAX | 086-722-3517 |
| | 代替対応拠点の担当者 | 建設水道課長 |
| 発災時 | 代替対応拠点設置の判断基準 | 下水道対策本部（建設水道課）が使用不能または使用上の支障が大きい場合。 （対策本部長又はその代理が判断） |
| | 代替対応拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割 | ○初動参集基準は、対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合。 1) 震度6弱以上の地震が発生した場合。（庁舎に耐震性がないとき） 2) その他町長が認める場合。 ○初動参集者は、全10名。課長、課長補佐2名、上席主幹1名、主幹2名、主任2名、技師2名 ・初動参集者は、初動参集基準の何れかが満足された場合、代替対応拠点に直接参集する。 ・対応拠点が使用可能とわかったら、本来の対応拠点へ移動する。 ○役割分担は、1.4に記すとおり。 |
| | 電話、FAX、メールアドレス | 086-722-3517 |
| | 携帯電話番号、携帯アドレス | 代替対応拠点への初動参集担当者（建設水道課長） |
| | 代替対応拠点への移動手段 | ・勤務時間内の場合：庁舎建設水道課から公用車にて移動する。 ・夜間休日の場合：主任1名は自宅から徒歩で移動する。上席主幹1名及び技師1名、主事1名は私用車で移動する。その他課員については、各自の自宅から私用車にて庁舎に集合し、5台の公用車にて移動する。 |

2.4.2 代替対応拠点の使用の合意文書

本町所有の施設であるため不要

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

| | |
|------------------|--|
| 建物名等 | 久米南町役場庁舎 |
| 避難誘導責任者 〃 代理者 | 総務企画課長 |
| 来訪者の誘導方法 | 応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を裏口付近に誘導する。 屋外避難が必要な場合には、非常口を使って誘導する。 |
| 職員の避難方法 | 屋外避難が必要な場合には、階段及び非常口を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。 |
| 避難経路 | 別図参照 |
| 避難先（集合場所） | 久米南町文化センター第1駐車場 |
| 近隣の公設の避難所 | 久米南町保健・福祉センター（所在地：久米南町下弓削 515-1） |

2.5.2 安否確認方法

| | |
|------------|---|
| 安否確認の責任者 | 責任者：総務企画課長 代理者：総務企画課長代理 |
| 安否確認の担当体制 | 担当者：総務企画課主任（防災担当） |
| 安否確認の方法・手順 | 職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：電話 作業手順：久米南町防災体制と配備職員名簿を使用し、各職員に連絡確認する。 |
| 安否確認の発動条件 | 震度5強以上の地震が久米南町内で観測された場合 |

2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、省略>

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< 月 日 () 時 分時点 >

| 分類 | 項目 | 被害 | 確認方法 |
|---------------|--------------------|-------------|--|
| 建設水道課 職員安否 | 死者 | 名 氏名 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内は点呼による。 夜間休日（勤務時間外）は 2.5.2 安否確認方法による。 |
| | 行方不明者 | 名 氏名 | |
| | 負傷者 | 名 氏名 | |
| | 参集完了者 参集可能の連絡あり | 名 名 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて名簿を作成。 |
| 庁舎の被害 | 主要構造部 | あり／なし 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 担当の総務班が、庁舎管理担当者に確認する。 被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。 |
| | その他 | 概要 | |
| 主要設備の 被害 | 電力 | あり／なし 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 担当の総務班が、庁舎の周辺を確認する。 被害があれば、庁舎管理担当者に連絡する。 |
| | 上水道 | あり／なし 概要 | |
| | トイレ・下水 | あり／なし 概要 | |
| | ガス | あり／なし 概要 | |
| | 空調設備 | あり／なし 概要 | |
| | 情報・通信設備 | あり／なし 概要 | |
| | **設備 | あり／なし 概要 | |

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、県、関連行政部局等

| 連絡先 | | 連絡先担当者 及び代理者 | 連絡手段・連絡先 | 連絡する内容 | 当方担当者及び代理者 |
|--------|---------------------------|------------------|--|---|----------------|
| 国・県 | 国土交通省中国地方整備局建政部下水道係 | 下水道維持管理 担当者、副 | 電話：082-221-9231 FAX：082-511-6189 | 被害状況の報告（必要に応じて） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所津山出張所 | 占用担当者 | 電話：0868-28-1215 FAX：0868-28-5613 | 被害状況の報告（必要に応じて） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 岡山県美作県民局建設企画課 | 防災関係担当者 | 電話：0868-23-1473 FAX：0868-22-7032 | 被害状況の報告と支援要請の依頼 | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 岡山県美作県民局建設部管理課 （河川管理者） | 河川占用担当者 | 電話：0868-23-1437 FAX：0868-22-7032 | ・河川占用箇所の状況（点検報告等） ・河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認） | 上席主幹（担当者）、課長補佐 |
| | 岡山県土木部都市局都市計画課下水道班 | 担当者 | 電話：086-226-7497 FAX：086-226-0273 衛星：033-101-3516 衛星：033-101-5820(FAX) | 被害状況の報告と支援要請の依頼 | 主幹（担当者）、主幹 |
| 関連行政部局 | 町災害対策本部 | 消防主任、副 | 電話：086-728-2111 衛星：033-101-6428-200 | 被害状況の報告 | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 県土木部河川課計画班 （河川管理者） | 河川占用担当者 | 電話：086-226-7479 FAX：086-223-2705 | ・河川占用箇所の状況（点検報告等） ・河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認） | 上席主幹（担当者）、課長補佐 |
| | 建設水道課水道係 | 水道技術管理者 | 電話：086-728-2117 | 被害箇所の情報共有 | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 建設水道課道路維持係 | 担当者 | 電話：086-728-4413 | マンホールの浮上り等の情報共有 | 主幹（担当者）、主幹 |
| その他 | 日本下水道事業団岡山事務所 | 終末処理場施設 担当者、副 | 電話：086-244-7331 FAX：086-244-6221 | 処理場の被害調査依頼（必要に応じて） | 主幹（担当者）、主幹 |

2.7.2 民間企業等

| | 連絡先 | 連絡先担当者 及び代理者 | 連絡手段・連絡先 | 連絡する内容 | 当方担当者及び代理者 |
|--------------|---------------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|------------|
| 民間 | 岡山県建設業協会建部支部（防災協定者） （有）釣田建設、（有）池田組 | 支部長 | 電話：086-722-0144 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （有）大森建設（防災協定） | 代表取締役 | 電話：086-722-1715 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （有）神目電機商会（防災協定） | 代表取締役 | 電話：086-722-2080 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 杉山工務店（防災協定） | 代表者 | 電話：086-722-3974 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 杉山砕石工業（株）（防災協定） | 代表取締役 | 電話：086-722-0202 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）北辰建設（防災協定） | 代表取締役 | 電話：086-722-2020 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）本郷商店（防災協定） | 代表取締役 | 電話：086-728-2219 | 応急復旧対応の依頼（管路等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）木多電気設備 | 担当者 | 電話：086-277-2776 | 電気設備応急復旧対応の依頼 | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 岡山電業（株） | 担当者 | 電話：086-224-1212 | 調査、応急復旧対応の依頼（ポンプ設備等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | 備商（株） | 担当者 | 電話：086-263-1191 | 調査、応急復旧対応の依頼（機械設備等） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | クボタ環境サービス（株） | 担当者 | 電話：06-6470-5927 | 調査、応急復旧対応の依頼（汚泥脱水機） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）川本 | 担当者 | 電話：086-286-9111 | 調査、応急復旧対応の依頼（TNTP計） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）アサンテ 久米南営業所 | 担当者 | 電話：0868-31-2727 | 調査、応急復旧対応の依頼（下水設備全般） | 主幹（担当者）、主幹 |
| | テクノス（株） | 担当者 | 電話：0868-66-1154 | 基準点管理システムバックアップ復元依頼 | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）オーエスエー | 担当者 | 電話：0868-57-2336 | 下水道台帳システムバックアップ復元依頼 | 主幹（担当者）、主幹 |
| | （株）三水コンサルタント | 担当者 | 電話：086-232-8009 | 設備機器台帳システムバックアップ復元依頼 | 主幹（担当者）、主幹 |
| （一財）中国電気保安協会 | 担当者 | 電話：0868-28-0223 | 自家用電気工作物調査、復旧対応依頼 | 主幹（担当者）、主幹 | |
| （有）旭川環境 | 担当者 | 電話：086-722-0256 | 処理場運転管理異常調査、復旧対応依頼 | 主幹（担当者）、主幹 | |

2.8 保有資源、調達先、代替調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

| 名称 | 規格 | 保管場所と数量 | | | 所有先 |
|----------|----|---------|-----|------|---------------|
| | | 庁舎倉庫 | 処理場 | ポンプ場 | |
| バリケード | A型 | 0 | — | — | 建設水道課 |
| セーフティコーン | | 20 | — | — | 建設水道課 |
| 土嚢袋 | | 300 | — | — | 総務企画課（防災） |
| 土嚢袋 | | 100 | — | — | 建設水道課 |
| 砂、碎石等 | | — | — | — | 建設水道課(森林組合跡地) |

(2) 調達先のリスト

| 調達先 | 連絡先担当者 及び代理者 | 連絡手段・連絡先 | 調達する資機材 | 当方担当者及び代理者 |
|------------------|-----------------|-----------------|---|------------|
| (有)大森建設（防災協定者） | 代表取締役 | 電話：086-722-1715 | 鋼板(1.2m*2.4m*0.012m)47枚 発動発電機2台 ポンプ(2インチ)3台 | 主幹（担当者）、主幹 |
| (有)神目電機商会（防災協定者） | 代表取締役 | 電話：086-722-2080 | 発動発電機(2.2kw)1台 | 主幹（担当者）、主幹 |
| 杉山工務店（防災協定者） | 代表者 | 電話：086-722-3974 | 鋼板(3m*1.5m)20枚 発動発電機(20kw)1台 | 主幹（担当者）、主幹 |
| 杉山碎石工業(株)（防災協定者） | 代表取締役 | 電話：086-722-0202 | 大型土のう(1t)100袋 ツルミポンプ(2インチ)2台 | 主幹（担当者）、主幹 |
| (株)北辰建設（防災協定者） | 代表取締役 | 電話：086-722-2020 | 発動発電機(100kw)1台 ポンプ(2インチ)2台 | 主幹（担当者）、主幹 |
| (株)本郷商店（防災協定者） | 代表取締役 | 電話：086-728-2219 | 鋼板(1.8m*0.9m)5枚 発動発電機(2.5kw)1台 ポンプ(2インチ)1台 | 主幹（担当者）、主幹 |

2.9 備蓄、救出用機材

2.9.1 食料等の備蓄

| 品名 | 個数 | 保存期限 | 保管場所 | 管理責任者 |
|----------------|-----------|------------|---------|--------|
| 非常食（アルファ米） | 2,440 袋 | 2022/05 ほか | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 非常食（おにぎり） | 80 個 | 2026/05 ほか | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 非常食（米粉めん） | 60 個 | 2027/06 | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 非常食（缶入りパン） | 360 個 | 2024/06 ほか | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 非常食（袋入りパン） | 120 個 | 2026/05 ほか | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 非常食（カパン・ビスケット） | 96 個 | 2024/02 | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 飲料水（2リットル） | 132 本 | 2023/07 ほか | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 飲料水（500ml） | 240 本 | 2027/07 | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 毛布 | 262 枚 | | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 子供用おむつ | 194 枚 | | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 大人用おむつ | 46 枚 | | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 生理用品 | 17 セット | | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 簡易トイレ | 1,133 セット | | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| 非常用給水袋（6リットル） | 500 個 | | 旧給食センター | 総務企画課長 |
| エアーマット（ポンプ付） | 40 セット | | 旧森組倉庫 | 総務企画課長 |
| 簡易ベッド | 72 台 | | 旧森組倉庫 | 総務企画課長 |
| パーテーション | 70 台 | | 旧森組倉庫 | 総務企画課長 |
| インバーター式発電機 | 6 台 | | 役場 電気室 | 総務企画課長 |
| スポットクーラー | 10 台 | | 旧森組倉庫 | 総務企画課長 |

※R4.4.1 現在

2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

| 品名 | 個数 | 保管場所 | 管理責任者 |
|------|----|------------|--------|
| ボール | 2 | 庁舎裏倉庫、各公用車 | 建設水道課長 |
| のこぎり | 5 | 庁舎裏倉庫、各公用車 | 建設水道課長 |

3 非常時対応計画（本編 § 15 参照）

3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|---------------------|--|---|
| 直後 | 来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置を行う。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難する。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を裏口付近に誘導する。 | 2. 5. 1 避難誘導方法 ・災害発生時の職員初動マニュアル（久米南町） |
| | 職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認する。 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認する。 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡する。 | 2. 5. 2 安否確認方法 2. 5. 3 職員リスト |
| | 処理場との連絡調整（1） ・処理場の職員等の安否、処理場・ポンプ場の被害概要を把握する。 | 2. 3 対応体制・指揮命令系統図 |
| ～3 時間 | 下水道対策本部の立上げ ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認する。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動する。 ・下水道対策本部の立上げ、体制を確保する。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保する。 ・町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告する。 | 2. 2 対応拠点と非常参集 2. 6 被害状況の把握（チェックリスト） 2. 7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ～6 時間 以降 随時実施 | 処理場との連絡調整（2） ・被害状況等確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請を検討する。 | 2. 7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 被害状況等の情報収集 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理する。 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） | ・住民問い合わせに関するマニュアル ・町指定工事店リスト |
| | 浸水対策（降雨予報の確認） ・今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施する。 | |
| | 町災害対策本部との連絡調整 ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡する。 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認する。 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整する。 | 2. 7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 県（下水道）との連絡調整 ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡する。 | 2. 7 災害発生直後の連絡先リスト |

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|-------------|--|--|
| ～1日 | データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれのある場合は、安全な場所へ移動させる。 ・データが損傷した場合、バックアップの復元処理をテクノス㈱に依頼する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 関連行政部署との連絡調整（1） ・関連部署との協力体制を確認する。 ・管理施設が近接している関連部署との共同点検調査の実施方針を検討する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ～2日 | 緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定する。 ・調査用具、調査チェックリストを準備する。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施する。 | ・緊急点検・調査に関するマニュアル ・公共下水道災害対策マニュアル（久米南町） |
| | 緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施する。 | ・緊急点検・調査に関するマニュアル ・公共下水道災害対策マニュアル（久米南町） |
| | 避難所等のトイレ機能の確保 ・避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・避難所等における水洗トイレ機能確保に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施する。 | |
| ～3日 適宜実施 | 緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消させる。 ・町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、(有)旭川環境に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼する。 【緊急輸送路における交通障害対策】 ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル |
| ～3日 | 支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 ・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡する。 ・場合によっては、下水道使用の自粛要請願いを告知する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト ・支援要請に関するマニュアル |

3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|-------|---|---|
| 直後 | 職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡する。 | 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト ・災害発生時の職員初動マニュアル（久米南町） |
| | 自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集する。 ・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当たっては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認する。 | |
| | 指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立する。 ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める。 | 2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト |
| | 処理場との連絡調整 (1) ・処理場の施設被害概要を把握する。 | 2.3 対応体制・指揮命令系統図 |
| ～6 時間 | 下水道対策本部の立上げ ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認する。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動する。 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保する。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保する。 ・町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告する。 | 2.2 対応拠点と非常参集 2.4 代替拠点の概要と参集者 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|----------------------|--|--|
| ～12 時間 以降 随時実施 | 処理場との連絡調整 (2) <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の被害状況等を確認する。 ・被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請を検討する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 被害状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理する。 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） | <ul style="list-style-type: none"> ・住民問い合わせに関するマニュアル ・町指定工事店リスト |
| | 浸水対策（降雨予報の確認） <ul style="list-style-type: none"> ・今後の降雨予報を確認する。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施する。 | |
| | 町災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡する。 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認する。 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整をする。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 県（下水道）との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ～1 日 | データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動する。 ・データ損傷時には、バックアップのない情報の復元処理をテクノス㈱または㈱オーエスエーに依頼する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 関連行政部局との連絡調整 (1) <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局との協力体制の確認をする。 ・管理施設が近接している関連部署との共同点検調査の実施方針を検討する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ～2 日 | 緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定する。 ・調査用具、調査チェックリストを準備する。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査に関するマニュアル ・公共下水道災害対策マニュアル（久米南町） |
| | 緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な幹線等の目視調査を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査に関するマニュアル ・公共下水道災害対策マニュアル（久米南町） |
| | 避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等） ・避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施する。 | |

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|---|---|---|
| ～3日 適宜実施 | 緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水溢水箇所を確認する。 ・仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消する。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、(有)旭川環境に汚泥吸引車、作業要員等を要請する。 【緊急輸送路における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル |
| ～3日 | 支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 ・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト ・支援要請に関するマニュアル |
| ～4日 | 関連行政部局との連絡調整（2） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、関連行政部局と協議する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| | 処理場との連絡調整（3） <ul style="list-style-type: none"> ・環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議する | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨洪水警報発令～5時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議する。 ・〃 5時間まで：浸水常襲地区に加えて管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知する。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布する。 ・〃 5時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を(有)旭川環境に要請する。 | | 地域防災計画（風水害等対策編） |

4 事前対策計画

4.1 データのバックアップ及び資機材の確保 (本編 § 16, 17, 18 参照)

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 必要予算 (千円) | 実施 予定時期 | 担当者 |
|-----|-------------------|--|--|---|--------------|------------|---------|
| 資機材 | 保有資機材の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材がリストアップされていない。 資機材の保有場所が把握できていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 保管場所や数量を調査し、資機材リストを作成する。 | 調査復旧を速やかに実施することが可能となる。 | 未定 | R3 | 建設水道課 |
| | 緊急時の資機材調達等移動ルート確保 | 資機材を購入する予算が不足している。 | 浸水や土砂災害危険個所を把握し、緊急時の調達等移動ルートを確保する。 | 調査復旧を速やかに実施することが可能となる。 | — | R3 | 建設水道課 |
| | 仮設ポンプの備蓄 | 緊急時に下水道設備保守点検業者が対応している。 | 下水道設備保守点検業務受託者に緊急時の対応を依頼する。 | 数基分の仮設ポンプを設置でき、緊急時にはリース会社に要請し、発電機で汚水ポンプを稼働させることで、汚水溢水の解消業務への対応力が向上する。 | — | H29 | 建設水道課 |
| | 非常用燃料の備蓄 | 燃料用貯蔵タンクはなく、調達方法等は決まっていない。 | 調達先までのルート及び調達までの時間を把握する。 | 当該施設から車で北へ約 3 分の場所に石油店があり、そこから軽油を調達する。 | — | — | 建設水道課 |
| | 固形塩素剤の貯蔵 | 浄化センター使用分を(有)旭川環境が貯蔵 | 対策なし | — | — | — | (有)旭川環境 |

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 必要予算 (千円) | 実施 予定時期 | 担当者 |
|-------|------------|--|---|--|--------------|------------|-------|
| 設備 | 情報伝達機器の確保 | 衛星電話が整備されているため、電話が不通になった際に使用する。 | — | — | — | — | 総務企画課 |
| | 非常時の運転操作 | 非常用発電設備を常設せず、緊急時に下水道設備保守点検業者がリース会社から調達し、汚水ポンプ井の汚水ポンプのみを最小限稼働させている。 | 非常用発電機の調達方法はこれまでと変更せず、有事の際には汚水ポンプのみではなく必要とする設備を稼働できる発電機を調達し、対応する。 | 有事の際には最低限稼働させなければならない設備のみを稼働させることとしており、燃料消費を低減させることで広域・長時間停電時において72時間の業務継続を行うことができる。 | 未定 | R4 | 建設水道課 |
| | 共有パソコンの配備 | 作業用パソコン数が少ない | 支援者用の作業パソコンの確保 | 支援者等の作業向上 | — | 未定 | 総務企画課 |
| 生活必需品 | 食料及び飲料水の備蓄 | 食料及び飲料水を備蓄していない。(職員が自ら確保するように指示) | 最低3日、推奨1週間の食料、飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3リットルを基準とする。 また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 断水期間の対応が可能 職員の衛生環境を確保 | — | 未定 | 総務企画課 |

4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）（本編 § 19 参照）

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 実施 予定時期 | 担当者 |
|-----------------|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|------------|-------|
| 他部局 との 連携 | 部局内のリソース（人・モノ）の配分に関する把握 | 職員の参集時間が把握できていない。 | 優先実施業務と許容中断時間からリソース（人・モノ）の配分を把握 | 部局内でのリソース（人・モノ）の過不足を把握 | 未定 | 総務企画課 |
| | 関連行政部局とのリソース（人・モノ）の配分に関する調整 | 地域防災計画で避難所の運営に救護班から数名派遣することになっている。 | 関連行政部局とリソース（人・モノ）の配分を調整する。 | 発災時の優先実施業務を効率的に実施可能となる。 | 未定 | 総務企画課 |
| | 避難所等が断水した場合の連携構築 | 断水が発生してからの連絡体制及び行動調整ができていない。 | 初動体制を確認し、有事の際にどのルートで輸送するかなどを決めておく。 | 断水発生から復旧又は対応までの所要時間が時短できる。 | 未定 | 建設水道課 |
| | 連絡・協力体制の構築 | 協力体制ができていない。 | 協力体制の構築 | 被害情報の入手が早くなりなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能となる。 | 未定 | 総務企画課 |

4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認（本編 § 20 参照）

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 実施 予定時期 | 担当者 |
|-----------|----------------|------------------------------|------------------------|--|------------|-------|
| 支援 ルール | 支援対象の地方公共団体を確認 | 支援要請する職員以外に協定内容が周知されていない。 | 組織内への周知 | 支援要請する職員が不在でも支援要請ができ、3日目までに応急復旧が可能となる。 | 毎年度 | 建設水道課 |
| | 支援ルールの相互確認 | 岡山県への支援要請の方法（全国ルール）が周知されている。 | 全国ルールを確認 要請様式類の相互確認 | 支援の迅速化と支援時の混乱防止 | — | 建設水道課 |

4.4 受援体制の整備と充実（本編 § 20, § 21 参照）

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 必要予算 (千円) | 実施 予定時期 | 担当者 |
|----------|-----------------------------|---|---|--|--------------|------------|-----------|
| 受援 体制 | 支援者に対する 担当窓口設置 | 担当窓口が設定されてい ない。 | ・担当窓口を設置する。 | 支援者との連絡の円滑化 | — | 未定 | 総務企 画課 |
| | 支援者へ提供す る情報等の整理 | 提供可能な情報が整理でき ていない。 | ・情報を整理する。 (リスト化) | 支援活動を安全かつ効率的 に実施可能 | — | 未定 | 総務企 画課 |
| | | 支援活動に必要な資機材、 備品が不足している。 | ・資機材を整理する。 (リスト化) ・不足する資機材等を揃え る。 ・調達先を探す。 | 支援者が準備する資機材が 明確になり支援活動を効率 的に実施可能 | — | 未定 | 総務企 画課 |
| | 情報等を災害時 下水道事業関係 情報へ登録 | 災害時下水道事業関係情報 の使用方法（ログインパス ワード）が不明 | ・災害時下水道事業関係情 報の使用方法を周知す る。 ・登録すべき情報を整理し 登録する。（変更毎に更 新） | 支援者が被災団体の情報を 迅速に把握可能 | — | 未定 | 建設水 道課 |

4.5 民間企業等との協定締結・見直し（本編 § 21 参照）

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 必要予算 (千円) | 実施 予定時期 (※2) | 担当者 |
|----|-------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--|--------------|--------------------|-------|
| 協定 | 民間企業等との協定締結状況 | 土木業者との協定は締結しているが、リース会社と締結できていない状態である。 | 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定を締結する。 | 緊急時にはリース会社に要請し、優先的に供給を受けられる発電機で汚水ポンプを稼働させることで、処理場及び中継ポンプ場における汚水溢水を未然に防ぐ対応力が向上する。 | — | 未定 | 建設水道課 |
| | 平時における定期的な情報共有 | 連絡先、資機材等が更新されていない。 | 情報共有のための定例会を実施する。 | 公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる。 | — | 未定 | 建設水道課 |
| | 他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整 | 同じ民間企業等と周辺公共団体が協定を締結している。 | リソース調達に関する調整を働きかける。 | 他の地方公共団体間とのリソース調達の競合を防止 | — | 未定 | 建設水道課 |
| | 災害協定の窓口一元化 | 窓口は一元化されている。 | 発災時に調整・協議できる体制を作る。 | 他部局とのリソース調達等の競合を防止 | — | 未定 | 建設水道課 |

4.6 住民等への情報提供及び協力要請（本編 § 22 参照）

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 必要予算 (千円) | 実施予定 時期 | 担当者 |
|----|---------------|-------------|-----------------------------------|------------------------|--------------|------------|-------|
| 周知 | 配布・広報用資料の様式作成 | 事前に準備していない。 | 過去の発災時における事例を参考に配布・広報用資料の様式を作成する。 | 住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能 | — | 未定 | 総務企画課 |

4.7 その他の対策 (本編 § 16, 23 参照)

| 分類 | 項目 | 現状レベル | 対策内容 | 対策後のレベル | 必要予算 (千円) | 実施予定 時期 | 担当者 |
|----|--|---|--|--|--------------|------------|-----------|
| 共通 | 代替拠点の確保 | 本庁の耐震性能が低い。 | 久米南浄化センターを代替 対応拠点とする。 | 代替対応拠点で、下水道業務 の実施が可能 | — | — | 建設水 道課 |
| | 特別警戒体制発令 直後の行動把握 | 発災が想定される段階か らの行動内容を設定済 | 情報収集や連絡活動を実施 し、危険箇所等の巡視・警 戒に当たる 必要に応じて応急措置を講 じ、災施設・諸機材点検し 必要に非常体制（災害対策 本部設置）に移行できる体 制をとる。 | — | — | — | 総務企 画課 |
| | 復旧対応の記録 | 作業指示等を記録する様 式を作成済（各種応急復 旧記録表） | — | — | — | H28 | 建設水 道課 |
| | 人材育成・確保 | OBからの協力を求めて いない。 | 災害時の協力要請を検討す る。 | 被害情報の入手手段が増え、 その後の応急復旧等を速やか に実施することが可能とな る。 | — | 未定 | 建設水 道課 |
| | 安否確認手段の強 化 | 安否確認の連絡手段が携 帯電話メール等であるた め、安否状況の把握に時 間を要する。 | 安否確認システムの導入 | 迅速に安否状況の確認が行え る。 | 未定 | 未定 | 総務企 画課 |
| | 本庁の耐震補強 | 震度 5 強以上で倒壊の虞 がある。 | 建て替え工事 | 重要なデータ等が耐震化済み の建物で保存できる。 | — | R4 | 総務企 画課 |
| | 緊急輸送路上の幹 線でマンホールを 浮上させないため の対策が必要 | レベル 2 地震動に対応し ているため、現在は対策 の必要はないと考える。 | なし | — | — | — | 建設水 道課 |

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

| 訓練名称 | 訓練内容 | 目的（メリット） | 参加者・対象者 | 予定時期 | 実施場所 | 企画実施 部署 |
|--------------------|--|--|-----------------------------|---------------|------|----------------|
| 参集訓練 | ・地震を想定した職員の非常参集 | ・休日夜間の災発時における現実に即したリソースの把握など | 全職員 | 次年度以降 | 庁舎 | 総務企画課 |
| 安否確認訓練 | ・全職員は携帯電話メールにより安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ。 | ・連絡先の確認・周知 ・手順の確認・周知など | 全職員 | 次年度以降 | 庁舎 | |
| 実地訓練 | ・仮設ポンプの運転確認。 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置など。 | ・休日夜間の災発時における現実に即したリソースの把握など | 各担当班の責任者、代理者及び担当者 | 1回以上/2年 | 各現場 | 総務企画課 建設水道課 |
| 情報伝達訓練 | ・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練 ・関連行政部局との情報伝達訓練 | ・手順の確認・周知 ・実際の様式を使用し内容の確認と課題の抽出 | 各担当班の責任者、代理者及び担当者 | 次年度以降 毎年6月 | 庁舎 | 建設水道課 |
| 図上訓練 (シナリオ提示型) | ・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順どおりに対応を行う。 | ・一連の流れを確認し課題を抽出 | 担当課責任者、代理者及び担当者、下水道設備保守点検業者 | 1回/2年 (7月) | 庁舎 | 建設水道課 |
| 図上訓練 (シナリオ非提示型) | ・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する。 | ・一連の流れを確認し課題を抽出 ・シナリオを提示しないことで状況判断力の向上と判断基準等に関する課題の抽出 | 担当課責任者、代理者及び担当者、下水道設備保守点検業者 | 1回/2年 (7月) | 庁舎 | 建設水道課 |

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

| 点検項目 | 点検時期 | 点検実施部署 | 統括部署 |
|--|-------------|--------|-------|
| 人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。 | 年1回 (4月) | 建設水道課 | 総務企画課 |
| 関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。 | 年1回 (4月) | 建設水道課 | 総務企画課 |
| 重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。 | 年1回 (3月) | 総務企画課 | 建設水道課 |
| 策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。 | 年1回 (4月) | 総務企画課 | 建設水道課 |

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

＜実施時期：毎年5月頃＞

| 点検項目 | 点検実施部署 | 統括部署 |
|--|--------|-------|
| 事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。 | 総務企画課 | 建設水道課 |
| 優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。 | 総務企画課 | 建設水道課 |
| 訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。 | 総務企画課 | 建設水道課 |
| 来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。 | 総務企画課 | 建設水道課 |
| 非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。 | 総務企画課 | 建設水道課 |
| 下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。 | 総務企画課 | 建設水道課 |

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

| 周知先 | 周知する内容 | 周知の相手方及び方法 | 周知の実施時期 |
|----------------|-------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 職員 | 下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧 | 職員、重要関係先に対して、改定版のHP掲載を周知 | 毎年4月頃 (課長連絡会議時など) |
| 岡山県土木部 | 同上 | 都市局都市計画課下水道班に対して、改定版を提出 | 毎年4月頃 |
| 有限会社旭川環境 | 下水道BCPの内容及び改定内容 (必要な場合に限る) | 総括責任者にホームページ掲載内容の確認連絡を電話で通知 | 毎年4月頃 |
| 株式会社アサンテ久米南営業所 | 下水道BCPの内容及び改定内容 (必要な場合に限る) | 総括責任者にホームページ掲載内容の確認連絡を電話で通知 | 毎年4月頃 |

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

久米南町では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

| | |
|------|--------|
| 地震規模 | 震度 5 弱 |
|------|--------|



出典；岡山県 HP（山崎断層地震震度分布図）

6.1.2 津波規模の設定

なし

6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

① 庁舎（建物）の状況把握

| | |
|-----------------------------------|---|
| 建物の名称 | 久米南町役場庁舎 |
| 項目 | 結果 |
| 庁舎の建築時期 | 昭和 47 年 |
| 新耐震基準対応の有無 | <input type="checkbox"/> 対応済み <input checked="" type="checkbox"/> 未対応 |
| 耐震補強の有無 | <input type="checkbox"/> 耐震補強実施済み <input type="checkbox"/> 実施したが完全ではない <input checked="" type="checkbox"/> 未実施（もしくは実施状況不明） |
| 耐震診断の結果 | <input type="checkbox"/> 問題なし（震度〇までの耐震性あり） <input checked="" type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 未実施／不明 |
| 耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況 | <input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 耐震診断の予定あり（予定の内容： <input checked="" type="checkbox"/> 耐震工事の予定あり（予定の内容：R4 建て替え） |
| 洪水ハザードマップによる危険の有無 （浸水予想区域内か否か） | <input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内 |
| 津波ハザードマップによる危険の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内 |

② 下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管渠

| 幹線名 | 設計 年月 | ○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外 | | | ○：津波影響なし ×：津波影響あり | 備考 |
|---------------|----------|---------------------------------------|--------|-----|----------------------|----|
| | | 土木（※2） | | 建築 | | |
| | | L1 地震動 | L2 地震動 | 新耐震 | | |
| 幹線（①エリア） | H22 | ○ | ○ | － | ○ | |
| 幹線（①エリア～②エリア） | H17 | ○ | ○ | － | ○ | |
| 幹線（③エリア） | H16 | ○ | ○ | － | ○ | |
| 幹線（④エリア） | H14 | ○ | ○ | － | ○ | |
| 幹線（④エリア～⑤エリア） | H13 | ○ | ○ | － | ○ | |
| 幹線（⑥エリア 1/2） | H12 | ○ | ○ | － | ○ | |
| 幹線（⑥エリア 1/2） | H11 | ○ | ○ | － | ○ | |

b) 施設

| 施設名 | 設計年月 | ○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外 | | | ○：津波影響なし ×：津波影響あり | 備考 |
|-------------------|-------|---------------------------------------|--------|-----|----------------------|----|
| | | 土木（※2） | | 建築 | | |
| | | L1 地震動 | L2 地震動 | 新耐震 | | |
| 久米南浄化センター管理棟 | H15.3 | － | ○ | ○ | ○ | |
| 久米南浄化センター汚泥ポンプ機械棟 | H15.3 | － | ○ | ○ | ○ | |
| 久米南浄化センター汚泥処理棟 | H15.3 | － | ○ | ○ | ○ | |
| 久米南浄化センター水処理設備 | H15.3 | － | ○ | ○ | ○ | |

レベル1 地震動

施設の供用期間内に1～2度発生する確率を有する地震動

レベル2 地震動

陸地近傍に発生する大規模なプレート境界地震や直下型地震による地震動のように施設の供用期間内に度発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

(2) 設備、棚・ロッカー、機器等

| 場 所 | 設 備 名 | 対策の必要性、実施すべき内容 | 備考 |
|---------|-------|----------------|----|
| 庁舎建設水道課 | 書棚 | 固定が必要・未実施 | |

6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

<本庁で保管しているもの>

| 重要情報 | 保管場所 | 担当部門 | 記録媒体 | 現在のバックアップ状況 | | | |
|------------------------|------------|-------|------|-------------|----|-------|-----------|
| | | | | 有無 | 頻度 | 方法 | 保管場所 |
| 認可図書 | 書庫室内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 紙 | 浄化センター |
| 施設平面図 | 建設水道課内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 紙 | 浄化センター |
| 縦断面図 | 建設水道課内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 紙 | 浄化センター |
| 下水道台帳（実測平面図レイヤにて目標物確認） | 建設水道課内 | 建設水道課 | 紙・電子 | あり | — | DVD-R | 浄化センター |
| 原図 | 建設水道課内棚 | 建設水道課 | 電子 | あり | — | 紙 | 浄化センター |
| 耐震化状況図 | 書庫室内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 紙 | 浄化センター |
| 受益者分担金情報 | 書庫室内棚・PC | 建設水道課 | 紙・電子 | あり | 随時 | 電子化 | PC ネットワーク |
| 行政文書データ | PC ネットワーク内 | 建設水道課 | 電子 | あり | 随時 | コピー | — |

<久米南浄化センターで保管しているもの>

| 重要情報 | 保管場所 | 担当部門 | 記録媒体 | 現在のバックアップ状況 | | | |
|------------------------|------|-------|------|-------------|----|-------|------------|
| | | | | 有無 | 頻度 | 方法 | 保管場所 |
| 施設平面図 | 書庫内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 紙 | 建設水道課内棚 |
| 縦断面図 | 書庫内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 電子 | PC ネットワーク |
| 下水道台帳（実測平面図レイヤにて目標物確認） | 書庫内棚 | 建設水道課 | 電子 | あり | — | 紙・電子 | PC 建設水道課内棚 |
| 原図 | 書庫内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | DVD-R | 建設水道課内棚 |
| 耐震化状況図 | 書庫内棚 | 建設水道課 | 紙 | あり | — | 紙 | 建設水道課内棚 |

6.1.5 被害想定

| 項目 | | 被害想定 | |
|-------------|------|---|---|
| 庁舎 | 庁舎 | 新耐震対応していないため倒壊のおそれがあり、庁舎は利用不可能となる。 庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒する。 | |
| 下水道施設 | 管路施設 | 主要幹線はL2地震動に対応しているが、その他の管路はL1地震動に程度の箇所があり、マンホール浮上、管路陥没が発生し、汚水溢水や浸水被害の懸念がある。 マンホールポンプ場は、中継ポンプ場について24時間の遠隔監視を行っており、停電時等にも迅速な対処ができる。 下水道処理区域には複数の土砂災害警戒区域（巻末土砂災害危険箇所図）が存在しているため、当該箇所については急傾斜地の土砂災害に伴う道路崩壊等により、管渠の流出・閉塞が想定される。 | |
| | 処理場 | 全ての施設において新耐震基準を満足しているため、利用可能。しかしながら、自家発電設備が未整備であるため、長時間に及ぶ停電に対応できない。よって、流入する汚水ポンプ井を溢水させないため、早急に発電機を手配する必要がある。 | |
| 要員 | | 家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶により、発災後1時間以内に参集可能な職員は、全体の10%程度と予想される。参集者は徐々に増加する。 | |
| ライフライン・インフラ | 電力 | 発災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。1日間以上は、庁舎、処理場、マンホールポンプ場に電力供給されない可能性がある。 | |
| | 水道 | 大規模な断水が発生した場合、3日間以上は、庁舎、処理場（飲料水として利用できないが、処理水は利用可能）に水道供給されない可能性がある。これにより、水洗トイレなど3日間以上は利用できない可能性がある。 | |
| | 電話 | 固定電話 | NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、利用者の輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。最長で3日間程度、電話が掛かりにくい状態が続くとみられる。行政機関には、衛星電話を使用する。 |
| | | 携帯電話 | 固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、利用者の輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。最長で3日間程度、電話が掛かりにくい状態が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能となることが予想される。 |
| | 道路 | 発災直後は道路が徒歩帰宅者であふれ、交通渋滞が見込まれる。町を縦断している一般国道53号は第1次緊急輸送道路として指定されているが、交通規制により一般車両は2週間程度、通行できない可能性がある。登庁するための橋梁の耐震対応は済んでいるようであるが、発生時の車両の放置や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される。一般道路も数日間は通行できない可能性がある。土砂等での通行止めや解除情報を頻繁に情報共有し、不要な渋滞を防ぐ必要がある。 | |
| | 鉄道 | 町をJR津山線が縦断しており、発災当日はほぼ運休することが見込まれる。区間や折り返し運転されるため、鉄道路線は1週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1ヶ月間以上不通となる区間が発生する可能性もある）。現在までに、通常通勤で鉄道を利用している職員はいないため、緊急招集時に影響が出ることは少ないと考える。 | |

6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定

6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表

(1) 優先実施業務の候補の影響度分析・整理表

| No | 優先実施業務名 | 業務の概要 | 業務遅延による影響 | 許容中断時間 | 現状で可能な対応時間 | 対応の目標時間 |
|----|---------------------|--|--|--------|------------|---------|
| 1 | 下水道対策本部の立上げ | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の被害状況を確認する。 下水道対策本部を立上げ、県に被害の第一報を入れる。 | 本部立上や初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれがある。 | 3時間 | 1時間～3時間 | 3時間 |
| 2 | 職員等の安否確認 | <ul style="list-style-type: none"> 職員等の参集状況及び安否を確認する。 | 参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障をきたすおそれがある。 | 3時間 | 1時間～3時間 | 3時間 |
| 3 | 処理場との連絡調整 | <ul style="list-style-type: none"> 処理場の参集人員、被害の概要を把握。その後、参集状況や被害状況から人員、資機材等を手配。必要に応じ、仮設トイレからのし尿受入れを要請する。 | 本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場の機能回復に支障をきたすおそれがある。 | 3時間 | 1時間～3時間 | 3時間 |
| 4 | 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整 | <ul style="list-style-type: none"> 管理施設が近接している関連部署との共同点検調査の実施を検討する。 県（都市計画課下水道班）へ被害概況等を連絡する。 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部、道路課と協議する。 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保する。 | 協力体制の確認の遅れや資機材等の調達の遅れにより、機能回復に支障をきたすおそれがある。 | 3時間 | 1時間～3時間 | 3時間 |
| 5 | 緊急点検 | <ul style="list-style-type: none"> 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施する。 | 緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれがある。 | 1日 | ～1日 | 1日 |
| 6 | 支援要請 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県や協定先自治体等に支援要請（人・物等）を行うとともに、受入場所（作業スペース・資機材等の保管場所等）を確保する。 | 支援要請の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれがある。 | 1日 | ～1日 | 1日 |

| No | 優先実施業務名 | 業務の概要 | 業務遅延による影響 | 許容中断時間 | 現状で可能な対応時間 | 対応の目標時間 |
|----|-----------------|---|---|--------|------------|---------|
| 7 | 被害状況等の情報収集と情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> 他部局や住民等からの被害情報を収集整理する。 その後、被害状況は災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に発信する。 | 被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長するおそれがある。 | 5時間 | ～5時間 | 5時間 |
| 8 | 緊急調査 | <ul style="list-style-type: none"> 重要な幹線等の目視調査を実施する。 | 緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題等が発生するおそれがある。 | 2日 | ～2日 | 1～2日 |
| 9 | 汚水溢水の解消 | <ul style="list-style-type: none"> 汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車等を設置する。 | 汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される。 | 3日 | ～3日 | 1～3日 |
| 10 | 一次調査 | <ul style="list-style-type: none"> 全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施する。 | 応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響するおそれがある。 | 7日 | ～7日 | 5～7日 |
| 11 | 応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> 被災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置する。 | 汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される。 | 3日 | ～3日 | 1～3日 |
| 12 | 浸水被害の防除 | <ul style="list-style-type: none"> 降雨時に浸水被害が懸念される場所に排水ポンプ等を設置する。 | 浸水被害により住民の生命・財産に影響を与えるおそれがある。 | 3日 | ～3日 | 1～3日 |

6.2.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表

| No | 優先実施業務 | 対応の 目標時間 | 自前、他者への依頼 による実施の可否 | 実施方法 |
|----|---------------------|-------------|--|--|
| 1 | 下水道対策本部の立上げ | 発生直後 | 自前：可・ 不可 他者：可・不可 | 対応場所：庁舎（建設水道課、下水道対策本部） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始する。 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報、・・・ |
| 2 | 職員等の安否確認 | 3時間 | 自前：可・ 不可 他者：可・不可 | 対応場所：庁舎（建設水道課、下水道対策本部） 対応者：総務企画課担当者 対応方法：勤務時間中は電話連絡し、電話が不通ならば携帯メールで実施する。 夜間休日は、参集後に携帯メール等で実施する。 |
| 3 | 処理場との連絡調整 | 3時間 | 自前：可・ 不可 他者：可・不可 | 対応場所：庁舎（建設水道課、下水道対策本部） 対応者：下水道担当 対応方法：処理場に電話で被害状況、参集状況等を確認することとし、電話が不通ならば携帯メール等で実施する。 |
| 4 | 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整 | 7日 | 自前：可・ 不可 他者：可・不可 | 対応場所：庁舎（建設水道課、下水道対策本部） 対応者：下水道担当 対応方法：電話又は携帯メール等で実施 |
| 5 | 緊急点検 | 1日 | 自前：可・ 不可 他者：可・ 不可 | 対応場所：河川軌道横断部、避難所下流管等 対応者：実務責任者、下水道事業担当者 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、下水道設備保守点検業者等に応援を依頼する。 |
| 6 | 支援要請 | 1日 | 自前：可・ 不可 他者：可・不可 | 対応場所：庁舎（建設水道課、下水道対策本部） 対応者：下水道対策本部 対応方法：電話により県へ連絡 |
| 7 | 被害状況等の情報収集と情報発信 | 5時間 | 自前：可・ 不可 他者：可・不可 | 対応場所：庁舎（総務企画課、下水道対策本部） 対応者：総務企画課又は下水道対策本部で対応 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部を通じて関連部局からの伝達情報、町民からの通報等による情報を整理。発信情報は下水道対策本部を経由し、極力書面で町災害対策本部へ連絡する。 |

| No | 優先実施業務 | 対応の 目標時間 | 自前、他者への依頼 による実施の可否 | 実施方法 |
|----|---------|-------------|--|---|
| 8 | 緊急調査 | 2日 | 自前：可・ 不可 他者：可・ 不可 | 対応場所：重要な幹線等（優先度が高い路線） 対応者：実務責任者、下水道事業担当者 対応方法：職員、保有資機材で調査を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、管路テレビカメラ調査会社、下水道設備保守点検業者等に応援及び資機材調達を依頼する。 |
| 9 | 汚水溢水の解消 | 3日 | 自前：可・ 不可 他者：可・ 不可 | 対応場所：汚水溢水箇所 対応者：下水道担当 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、浄化センター運転管理業務受託者及び下水道設備保守点検業者に応援及び資機材調達を依頼する。 |
| 10 | 一次調査 | 7日 | 自前：可・ 不可 他者：可・ 不可 | 対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：実務責任者、下水道事業担当者 対応方法：支援部隊の職員とともに保有資機材・調達資機材で実施 |
| 11 | 応急復旧 | 3日 | 自前：可・ 不可 他者：可・ 不可 | 対応場所：被災箇所 対応者：実務責任者、下水道事業担当者 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。 |
| 12 | 浸水被害の防除 | 3日 | 自前：可・ 不可 他者：可・ 不可 | 対応場所：被災箇所 対応者：実務責任者、下水道事業担当者 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する。 |

6.2 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表

| No | 優先実施業務 | リソース | 必要数量 | 現状で確保 できる数量 | 代替の可能性 |
|----|-------------------------|--------|------------------|------------------|-------------------|
| 1 | 下水道対策本部の立上げ | 作業員 | 2人 | 2人 | — |
| 2 | 職員等の安否確認 | 作業員 | 2人 | 2人 | |
| | | 連絡先リスト | | | |
| 3 | 処理場との連絡調整 | 作業員 | 1人 | 1人 | — |
| 4 | 関連行政部局及び民間企業等との 連絡調整 | 作業員 | 1人 | 1人 | — |
| 5 | 緊急点検 | 作業員 | 6人 | 6人 | 人数不足の場合は支援要請により対応 |
| | | 一般平面図 | | | |
| 6 | 支援要請 | 作業員 | 2人 | 2人 | — |
| 7 | 被害状況等の情報収集と情報発信 | 作業員 | 2人 | 2人 | — |
| 8 | 緊急調査 | 作業員 | 6人 | 6人 | 人数不足の場合は支援要請により対応 |
| | | 下水道台帳 | | | |
| 9 | 汚水溢水の解消 | 作業員 | 2人/班体制 3班(6人) | 2人/班体制 3班(6人) | 人数不足の場合は支援要請により対応 |
| | | 防護柵 | — | — | |
| | | 仮設ポンプ | 1台 | 1台 | 不足する場合は協力業者に要請 |
| 10 | 一次調査 | 作業員 | 2人/班体制 3班(6人) | 2人/班体制 3班(6人) | 人数不足の場合は支援要請により対応 |
| | | 下水道台帳 | — | — | |
| 11 | 応急復旧 | 作業員 | 2人/班体制 3班(6人) | 2人/班体制 3班(6人) | 人数不足の場合は支援要請により対応 |
| | | 仮設ポンプ | 1台 | 1台 | 不足する場合は協力業者に要請 |
| 12 | 浸水被害の防除 | 作業員 | — | — | 人数不足の場合は支援要請により対応 |
| | | 仮設ポンプ | — | — | 不足する場合は協力業者に要請 |

巻末資料 1 処理場における非常時対応計画

地震対応計画

(1) 勤務時間内に想定地震が発生した場合（処理場編）

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|-------|---|-----------------------------|
| 直後 | 来訪者・負傷者対応・避難誘導 ・来訪者（存在の場合）・運転管理業者担当者等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置をする。 ・目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難する。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者があれば会議室へ誘導する。 | 2.5.1 避難誘導方法 |
| 直後 | 処理場内作業員の安否確認 ・責任者が処理場内の作業員の安否を点呼等により確認する。 | 2.5.3 職員リスト |
| 直後 | 安否確認（不在作業員等） ・外出、休暇等により処理場にいない作業員は、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡する。 | 2.5.2 安否確認方法 |
| ～3 時間 | 対応拠点（管理棟）の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認する。 | 2.4 被害状況の把握 (チェックリスト) |
| ～3 時間 | 処理場災害対策室の立上げ ・本庁にて、処理場災害対策室の立上げ。 | 2.2 対応拠点と非常参集 |
| ～3 時間 | データ類の保護 ・台帳類（設備台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動する。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理をテクノス㈱に依頼する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ～3 時間 | 本庁との連絡調整（発災直後） ・処理場の作業員等の安否を報告するとともに、本庁職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認する。 | |
| 3 時間～ | 不在職員等の要員把握 ・不在作業員等（外出、休暇等）の把握と安否確認する。 | 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト |
| 3 時間～ | 本庁との連絡調整（当日） ・処理場での調査人員が不足していれば、必要人員を要請する。 | |
| 3 時間～ | 民間企業等との連絡確保 ・緊急措置や応急復旧に備え、連絡体制を確保する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| 3 時間～ | 緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施する。 火災のおそれがある施設：電気室 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入・流出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備等）の稼動状況 | 緊急点検・調査に関するマニュアル |

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|--------------|--|------------------|
| ～3 時間 | 緊急措置① ・緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施する。 <input type="checkbox"/> 各機器の運転停止 <input type="checkbox"/> 各弁の閉止 | 緊急措置に関するマニュアル |
| ～3 時間 | 本庁との連絡調整（被害状況の報告等）（当日） ・緊急点検結果（被災状況）及び緊急措置①内容を本庁へ報告する。 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議する。 | |
| ～1 日 | 本庁への支援要請依頼（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本庁に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保する。 | |
| 3 時間～ 3 日 | 緊急調査 ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査を実施する。 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP.J 部の異常の調査、水没の有無 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 電気設備：中央監視設備、受変電設備等の稼動状況 | 緊急点検・調査に関するマニュアル |
| 3 時間～ 5 日 | 緊急措置② ・必要に応じて緊急措置を実施する。 <input type="checkbox"/> 安全柵等の設置 <input type="checkbox"/> 重大な機能障害への対応 停電への対応、受変電設備の異常の対応等 <input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性への対応 <input type="checkbox"/> 揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等 | 緊急措置に関するマニュアル |
| ～3 日 | 本庁との連絡調整（被害状況の報告、支援要請）【2 日目以降の業務に対する内容】 ・緊急点検により被災状況を本庁へ報告する。 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本庁に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保する。 ・し尿処理の受入れの有無を調整する。 | |

(2) 夜間・休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合（処理場編）

地震対応計画

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|-------|---|-----------------------------------|
| 直後 | 安否確認の連絡 ・速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡する。 | 2.5.2 安否確認方法 |
| 直後 | 自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集する。 ・その他作業員は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認する。 ・対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動する。 | 2.4 代替対応拠点 2.4.1 代替対応拠点の概要と参集者 |
| ～3 時間 | 対応拠点（管理棟）の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認する。 | 2.4 被害状況の把握 (チェックリスト) |
| ～3 時間 | 処理場災害対策室の立上げ ・本庁にて、処理場災害対策室の立上げ。 | 2.2 対応拠点と非常参集 |
| ～5 時間 | データ類の保護 ・台帳類（設備台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動させる。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理をテクノス㈱に依頼する。 | 2.7 災害発生直後の連絡 |
| ～3 時間 | 本庁との連絡調整（発災直後） ・処理場の作業員等の安否を報告するとともに、本庁職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認する。 | |
| ～3 時間 | 不在作業員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否を確認する。 | 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト |
| ～3 時間 | 本庁との連絡調整（当日） ・処理場での調査人員が不足していれば、必要人員を要請する。 | |
| ～3 時間 | 民間企業等との連絡確保 ・緊急措置や応急復旧に備え、連絡体制を確保する。 | 2.7 災害発生直後の連絡先リスト |
| ～5 時間 | 緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施する。 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備等）の稼動状況 | 緊急点検・調査に関するマニュアル |

| 時間 | (標準的な) 行動内容 | 参照文書類 |
|--------------|--|------------------|
| ～5 時間 | 緊急措置① ・緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施する。 <input type="checkbox"/> 各機器の運転停止 <input type="checkbox"/> 各弁の閉止 | 緊急措置に関するマニュアル |
| ～5 時間 | 本庁との連絡調整（被害状況の報告等）（当日） ・緊急点検結果（被災状況）及び緊急措置①内容を本庁へ報告する。 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議する。 | |
| ～1 日 | 本庁への支援要請依頼（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本庁に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保する。 | |
| 5 時間～ 3 日 | 緊急調査 ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査を実施する。 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP.J 部の異常の調査、水没の有無 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 電気設備：中央監視設備、受変電設備等の稼動状況 | 緊急点検・調査に関するマニュアル |
| 5 時間～ 5 日 | 緊急措置② ・必要に応じて緊急措置を実施する。 <input type="checkbox"/> 安全柵等の設置 <input type="checkbox"/> 重大な機能障害への対応 停電への対応、受変電設備の異常の対応等 <input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性への対応 <input type="checkbox"/> 揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等 | 緊急措置に関するマニュアル |
| ～3 日 | 本庁との連絡調整（被害状況の報告、支援要請）【2 日目以降の業務に対する内容】 ・緊急点検により被災状況を本庁へ報告する。 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本庁に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保する。 ・し尿処理の受入れの有無を調整する。 | |